

# 公益財団法人 京都市ユースサービス協会 役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 京都市ユースサービス協会（以下「協会」という。）

定款第14条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条にもとづき置かれる者をいう。
- (5) 会長及び顧問とは、定款第32条にもとづき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表1「常勤役員俸給表」、及び、別表2「常勤役員手当」に基づき、定例役員報酬を支給することができる。
- 3 理事長である代表理事の報酬は、年額とする。  
その他の非常勤役員に対しては、理事会出席の都度、定額を支払うことができる。
- 4 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。  
役員賞与の年額は役員俸給表に100分の450以内を乗じた額とする。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。
- 6 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 7 役員に対して、協会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める経理事務要領、謝金の取り扱いに基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 協会の常勤役員の定例報酬月額、及び、別表2「常勤役員手当」のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、また、手当もその範囲内において、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 理事長である代表理事の報酬は、別表3「代表理事の報酬」に定める範囲から、理事長が理事会の決議を経て、決めるものとする。
- 3 理事長を除く非常勤役員に対する報酬、評議員の報酬は、別表4「理事長を除く非常勤役員及び評議員等の報酬」に定める6,000円以内で評議員会が定めた額とする。
- 4 会長及び顧問に対する報酬は、別表4「理事長を除く非常勤役員及び評議員等の報酬」に定める6,000円以内で理事会が定めた額とする。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬の支給日、支払方法は月額とし、毎月定まった日に支払うものとする。

また、常勤役員賞与は6月と12月に支払うものとする。その詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

- 2 理事長である代表理事の報酬は、年2回の支払いとする。
- 3 理事長を除く非常勤役員に対する報酬、評議員等の報酬は、理事会等の都度支払うものとする。

(費用)

第6条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年8月18日理事会議決)

この規程は、平成25年6月10日に改正し、平成25年4月1日に遡って適用する。

この規程は、平成29年6月23日に改正し、平成29年4月1日に遡って適用する。

(別表1) 常勤役員俸給表

(単位：円)

号	月額
0	0
1	10,000
2	20,000
3	30,000
4	40,000
5	50,000
6	60,000
7	70,000
8	80,000
9	90,000

号	月額
10	100,000
11	110,000
12	120,000
13	130,000
14	140,000
15	150,000
16	160,000
17	170,000
18	180,000
19	190,000

号	月額
20	200,000
21	210,000
22	220,000
23	230,000
24	240,000
25	250,000
26	260,000
27	270,000
28	280,000
29	290,000
30	300,000

(別表2) 常勤役員手当 50,000円以内

(別表3) 代表理事の報酬 年額 300,000円以内

(別表4) 理事長を除く非常勤役員及び評議員等の報酬  
会議出席の都度 6,000円以内